

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 74 号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成 11 年岩手県条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>6 [略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	[略]		6 [略]	[略]	<p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>6 [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>6 の 2 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。）</u> <u>（1） 法第 3 条第 1 項の一般旅券の発給の申請の受理</u> <u>（2） 法第 3 条第 2 項ただし書の申請者の身分上の事実の確認</u> <u>（3） 法第 3 条第 2 項第 2 号の申請者の身分上の事実の認定</u> <u>（4） 法第 3 条第 3 項の申請者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求</u> <u>（5） 法第 8 条第 1 項（法第 10 条第 4 項及び第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の一般旅券の交付</u> <u>（6） 法第 8 条第 3 項の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付</u> <u>（7） 法第 10 条第 1 項ただし書の一般旅券の記載</u></td><td>大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町及び洋野町</td></tr></tbody></table>	[略]		6 [略]	[略]	<u>6 の 2 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。）</u> <u>（1） 法第 3 条第 1 項の一般旅券の発給の申請の受理</u> <u>（2） 法第 3 条第 2 項ただし書の申請者の身分上の事実の確認</u> <u>（3） 法第 3 条第 2 項第 2 号の申請者の身分上の事実の認定</u> <u>（4） 法第 3 条第 3 項の申請者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求</u> <u>（5） 法第 8 条第 1 項（法第 10 条第 4 項及び第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の一般旅券の交付</u> <u>（6） 法第 8 条第 3 項の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付</u> <u>（7） 法第 10 条第 1 項ただし書の一般旅券の記載</u>	大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町及び洋野町
[略]											
6 [略]	[略]										
[略]											
6 [略]	[略]										
<u>6 の 2 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。）</u> <u>（1） 法第 3 条第 1 項の一般旅券の発給の申請の受理</u> <u>（2） 法第 3 条第 2 項ただし書の申請者の身分上の事実の確認</u> <u>（3） 法第 3 条第 2 項第 2 号の申請者の身分上の事実の認定</u> <u>（4） 法第 3 条第 3 項の申請者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求</u> <u>（5） 法第 8 条第 1 項（法第 10 条第 4 項及び第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の一般旅券の交付</u> <u>（6） 法第 8 条第 3 項の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付</u> <u>（7） 法第 10 条第 1 項ただし書の一般旅券の記載</u>	大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町及び洋野町										

		<u>事項の訂正の申請の受理</u>	
		<u>(8) 法第12条第1項の一般旅券の査証欄の増補の申請の受理</u>	
		<u>(9) 法第17条第1項及び第2項の一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理</u>	
		<u>(10) 法第17条第3項の届出者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求</u>	
		<u>(11) 法第19条第5項の一般旅券の返納の受理</u>	
		<u>(12) 法第19条第6項の返納を受けた一般旅券の消印及び還付</u>	
7 [略]	[略]	7 [略]	[略]
[略]		[略]	
49 [略]	[略]	49 [略]	[略]
		<u>50 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの</u>	<u>大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、金ヶ崎町及び洋野町</u>
<u>50</u> [略]	[略]	<u>51</u> [略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、この条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の6の2の項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。